

## 米原イシガキニイニイ生息地保護区

### ○米原イシガキニイニイ生息地保護区

- 1 指定の区域  
沖縄県石垣市宇椋海大田の一部9ヘクタール（別添区域図参照）
- 2 指定に係る国内希少野生動植物種  
プラテュプレウラ・アルビヴァンナタ（イシガキニイニイ）
- 3 生息地等保護区の区域の保護に関する指針
  - (1) イシガキニイニイの個体の生息のために確保すべき条件  
イシガキニイニイは、石垣島北部の米原ヤエヤマヤシ群落と一体となって成立している湿潤な広葉樹林及びその周辺に分布が限られており、本種の個体の生息のためには、その生息の基盤となっている広葉樹林内の環境及びヤエヤマヤシ群落を一体的に維持することが必要である。
  - (2) 生息条件の維持のための環境管理の指針  
イシガキニイニイの生息する湿潤な広葉樹林内の環境は、脆弱で外的圧力を受けやすく、また、当該広葉樹林はヤエヤマヤシ群落と一体となって成立していることから、当該広葉樹林及びヤエヤマヤシ群落を一体的に保護するため、当該生息地保護区の区域全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

### ○米原イシガキニイニイ生息地保護区管理地区

- 1 指定の区域  
米原イシガキニイニイ生息地保護区の区域全域（別添区域図参照）
- 2 指定に係る国内希少野生動植物種  
プラテュプレウラ・アルビヴァンナタ（イシガキニイニイ）
- 3 管理地区の区域の保護に関する指針
  - (1) イシガキニイニイの個体の生息のために確保すべき条件  
イシガキニイニイは、石垣島北部の米原ヤエヤマヤシ群落と一体となって成立している湿潤な広葉樹林及びその周辺に分布が限られており、本種の個体の生息のためには、その生息の基盤となっている広葉樹林内の環境及びヤエヤマヤシ群落を一体的に維持することが必要である。
  - (2) 生息条件の維持のための環境管理の指針
    - ア 工作物の設置等  
イシガキニイニイの生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置、宅地の造成その他土地の形質の変更、土石の採取等を行わないこと。
    - イ 木竹の伐採  
イシガキニイニイの生息条件の維持のため、木竹の伐採は行わないこと。
  - (3) 立入制限地区  
イシガキニイニイの生息条件を維持するためには、特にその幼虫が成育する区域において人の立入りによる土壌の乾燥化、踏み固め及び流失を避ける必要があることから、毎年1月1日から12月31日までの期間について、特に幼虫の成育が確認されている当該区域を立入制限地区に指定し、生息環境の適切な管理を行うものとする。

### ○米原イシガキニイニイ生息地保護区管理地区立入制限地区

- 1 指定の区域  
米原イシガキニイニイ生息地保護区管理地区の区域の一部0.9ヘクタール（別添区域図参照）
- 2 立入を制限する期間  
毎年1月1日から12月31日まで





# イシガキニイニ生息地保護区

S=1:5000



## 凡例

生息地保護区  
管理地区 9.0ha

立入制限地区 0.9ha

## 石垣島位置図





### イシガキニイニイ生息地保護区・管理地区（案）区域線

番 号	概 要	備 考
①-②	地番・地目界	宅地（人家）－山林
②-③	地番・地目界	畑           －山林
③-④	地番・地目界	原野       －山林
④-⑤	地番・地目界	畑           －山林
⑤-⑥	小尾根界	
⑥-⑦	河川界	佐久田川
⑦-⑧	小尾根界	
⑧-⑨	標高界（75m）	歩道斜面上
⑨-⑩	小尾根界	歩道脇（西側）
⑩-①	歩道・地目界	駐車場      －山林

### 立入制限地区（案）区域線

番 号	概 要	備 考
①-②	地番・地目界	491-3 番と 490-1 番の境界地先から 662-41 番（作業路）地先
②-③	地番地先延長 70m	662-41 番（作業路）地先延長線上
③-④	標高界（55m）	
④-①	地番地先延長 40m	491-3 番と 490-1 番の境界地先延長線上